

平成 31 年 3 月 13 日

第 5 世代移動通信システムの導入のための
特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果
(平成 31 年 3 月 13 日 報告)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(清尾課長補佐、乾係長)

電話：03-5253-5893

本年1月24日(木)から同年2月25日(月)までの間、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付けたところ、4者から申請があった。

<申請者(50音順)>

○株式会社NTTドコモ(代表取締役社長 吉澤 和弘)

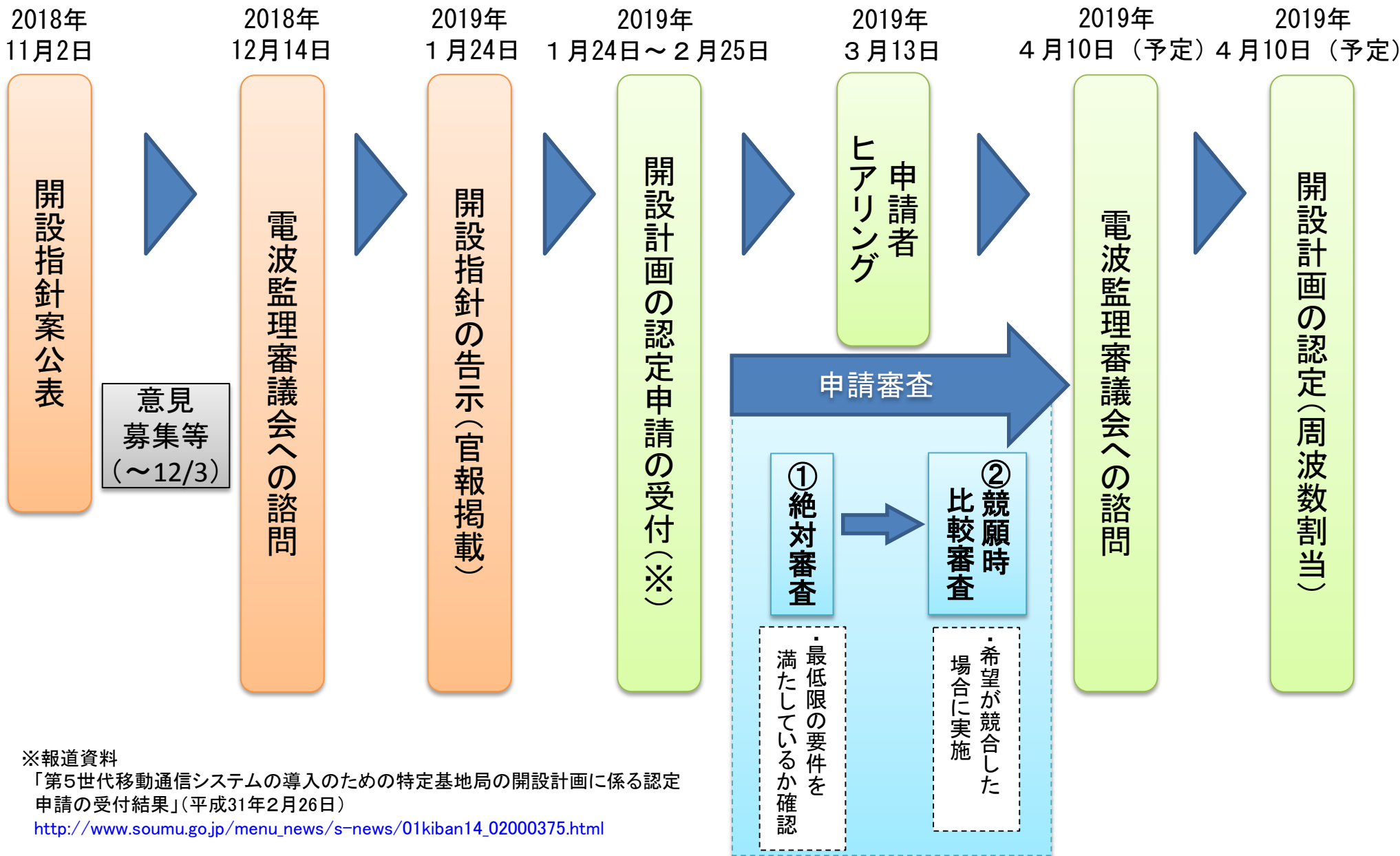
○KDDI株式会社(代表取締役社長 高橋 誠)

／沖縄セルラー電話株式会社(代表取締役社長 湯淺 英雄)

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行います。

○ソフトバンク株式会社(代表取締役社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙)

○楽天モバイルネットワーク株式会社(代表取締役社長 山田 善久)



平成31年2月26日

第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の 開設計画に係る認定申請の受付結果

総務省は、平成31年1月24日(木)から同年2月25日(月)までの間、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請を受け付けたところ、4者からの申請がありました。

1 申請者（50音順）

- 株式会社NTTドコモ（代表取締役社長 吉澤 和弘）
- KDDI株式会社（代表取締役社長 高橋 誠）
／沖縄セルラー電話株式会社（代表取締役社長 湯浅 英雄）
- ソフトバンク株式会社（代表取締役社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙）
- 楽天モバイルネットワーク株式会社（代表取締役社長 山田 善久）

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社は地域ごとに連携する者として申請しているため、これらの申請については、平成31年総務省告示第24号（第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第6項第2号の規定に基づき、1の申請とみなします。

2 今後の予定

今後、総務省において受け付けた申請の審査を行った後、開設計画の認定に当たっては電波監理審議会に諮問（4月10日（水））を行う予定です。

【関係報道資料】

- 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始（平成31年1月24日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000372.html

【連絡先】

総合通信基盤局 電波部 移動通信課
担当：清尾課長補佐、乾係長、矮松官
TEL：03-5253-5893
FAX：03-5253-5946
E-mail：mobile-telecom_atmark_ml.soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際は「@」に変更してください。

平成 31 年 3 月 13 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 7 号)

[UWB無線システム屋外利用に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(中川課長補佐、小柳係長)

電話：03-5253-5896

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(UWB 無線システム屋外利用に係る制度整備)

1 諮問の概要

通信用途やセンサー用途で使用されている超広帯域 (UWB:Ultra Wide Band) 無線システムは、諸外国では屋内外のいずれにおいても使用が可能な一方で、我が国においては、屋内利用に限定されている。

近年、様々な利用シーンを想定した UWB 無線システムの活用が検討されており、諸外国の技術基準と調和のとれた技術基準となるよう屋外利用等を求めるニーズが高まってきている。これに対応するため、情報通信審議会で検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、昨年 11 月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、屋外利用が可能な UWB 無線システムの新設等の規定の整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 電波法施行規則

- 屋外利用可能な UWB 無線システム (上空利用を除くもの) の定義を追加【第 4 条の 4】

(2) 無線設備規則

- 屋外利用可能な UWB 無線システムの無線設備の技術基準を追加【第 49 条の 27 第 3 項、第 24 条、別表第二号、別表第三号】

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備及び特別特定無線設備の対象に屋外利用可能な UWB 無線システムの無線設備を追加【第 2 条第 1 項第 47 号の 3、第 2 条第 2 項第 2 号、別表第一号、様式第 7 号】

3 施行期日

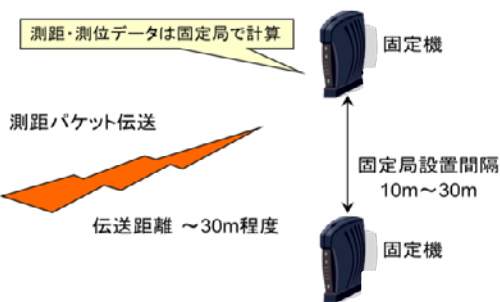
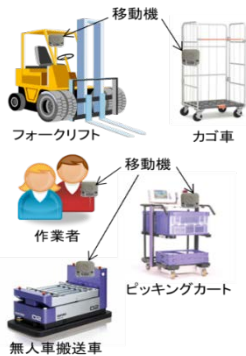
答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定 (公布日の施行を予定)。

検討背景

- UWB無線システムは、非常に広い帯域幅にわたって電力を拡散させることで近距離での高速通信や高精度な測位を可能とする無線システムである。諸外国では屋内外のいずれにおいても利用が可能な一方で、我が国においては、3.4-4.8GHz、7.25-10.25GHzで利用する場合、屋内に限定されている。
- 様々な利用シーンを想定したUWB無線システムの活用が検討されており諸外国の技術基準と調和のとれた技術基準となるよう屋外利用等を求めるニーズが高まってきている。これに対応するため、情報通信審議会で検討を行ってきたところ、必要な技術的条件について、昨年11月に一部答申を受けたところである。
- 当該答申を受けて、屋外利用が可能なUWB無線システムの新設等の規定の整備を行うものである。

屋内利用

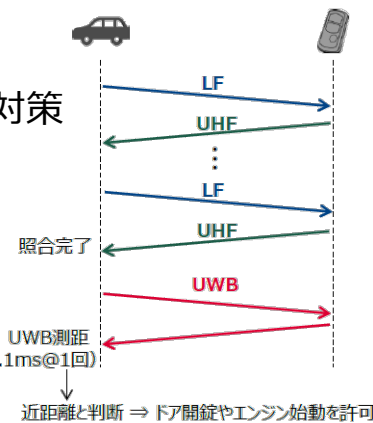
データ伝送用途
(PCやプリンタ
間などの通信)



センサー用途 (工場ライン管理など)

屋外利用 (新たな利用ニーズ)

キーレスエントリーに利用し
リレーアタックによる車両盗難対策



モバイル端末間の
データ伝送や測距



概要

- 情報通信審議会答申（平成30年11月）に基づき、7.587～8.4GHzの周波数帯におけるUWB無線システムの屋外利用に向けた省令（電波法施行規則等）及び関連告示の改正を実施

主な改正点

- **電波法施行規則：屋外利用可能なUWB無線システムの定義の追加**
 - 第4条の4（空中線電力の表示）の中で規定されているUWB無線システムに、屋外利用可能なもの（上空利用を除く）の規定を追加する。
- **無線設備規則：無線設備の技術基準の追加**
 - 屋外利用可能なUWB無線システムの無線設備の技術基準として、第49条の27（周波数帯、EIRP、拡散帯域幅等）、第24条（副次的に発する電波等の限度）、別表第二号（占有周波数帯幅の許容値）、別表第三号（スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値）に規定を追加する。
- **特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則：特定無線設備等の追加**
 - 屋外利用可能なUWB無線システムを、特定無線設備として第2条（特定無線設備等）第1項第47号、特別特定無線設備※として第2条第2項第2号の規定に追加し、その他、別表第一号（技術基準適合証明のための審査）及び様式第7号（技術基準適合証明番号の表示）の規定を整備する。

※特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの。製造業者又は輸入業者により、その工事設計について自己確認を行うことが可能。

屋外利用UWB無線システムの主な技術的条件 (1/2)

屋外利用UWB無線システムの技術的条件

周波数の許容偏差	7.587GHz以上8.4GHz未満 (指定周波数帯)		
空中線電力	平均電力(等価等方輻射電力による) 7,587-7,662 MHz: -51.3 dBm/MHz以下 7,662-8,400 MHz: -41.3 dBm/MHz以下		
	尖頭電力(等価等方輻射電力による) 現行どおり		
空中線絶対利得	規定なし		
占有周波数帯幅の許容値	813MHz (指定周波数帯)		
拡散帯域幅の許容値	現行どおり		
副次的に発射する電波等の限度(等価等方輻射電力による)	7.25 GHz未満	現行どおり	
		7.25 GHz以上7.587 GHz未満	-59.3 dBm/MHz
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	7.587 GHz以上8.4GHz未満	-54.0dBm/MHz
		8.4 GHz以上8.5 GHz未満	-59.3dBm/MHz
		8.5 GHz以上10.25 GHz未満	-60.0dBm/MHz
10.25 GHz以上	現行どおり		

現行の屋内利用UWB無線システム(ハイバンド)の技術的条件

周波数の許容偏差	7.25GHz以上10.25 GHz未満 (指定周波数帯)			
空中線電力	平均電力: -41.3 dBm / MHz			
	尖頭電力: 0 dBm / 50 MHz			
空中線絶対利得	0 dBi 以下 ただし、等価等方輻射電力が絶対利得0デシベルの送信空中線に上文に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。			
占有周波数帯幅の許容値	3 GHz (指定周波数帯)			
拡散帯域幅の許容値	450 MHz以上 (最大輻射電力より10 dB低い輻射電力における上限下限の周波数帯幅)			
副次的に発射する電波等の限度	7.25 GHz未満	1,600 MHz未満	-90.0dBm/MHz	
		1,600 MHz以上2,700 MHz未満	-85.0dBm/MHz	
		2,700 MHz以上7.25 GHz未満	-70.0dBm/MHz	
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	7.25 GHz以上10.25 GHz未満		-54.0dBm/MHz
		10.25 GHz以上	10.25 GHz以上10.6 GHz未満	-70.0dBm/MHz
	10.6 GHz以上10.7 GHz未満		-85.0dBm/MHz	
	10.7 GHz以上11.7 GHz未満		-70.0dBm/MHz	
	11.7 GHz以上12.75 GHz未満		-85.0dBm/MHz	
	12.75 GHz以上		-70.0dBm/MHz	

屋外利用UWB無線システムの主な技術的条件 (2/2)

屋外利用UWB無線システムの技術的条件

不要発射の強度の許容値 (平均電力: 等価平方輻射電力による)	7.25 GHz未満	現行どおり	
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	7.25 GHz以上7.587 GHz未満	-59.3 dBm/MHz
		7.587 GHz以上8.4GHz未満	該当なし(指定周波数帯内のため)
		8.4 GHz以上8.5 GHz未満	-59.3dBm/MHz
		8.5 GHz以上10.25 GHz未満	-60.0dBm/MHz
10.25 GHz以上	現行どおり		
不要発射の強度の許容値 (尖頭電力: 等価平方輻射電力による)	7.25 GHz未満	現行どおり	
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	7.25 GHz以上7.587 GHz未満	-35.0dBm/MHz
		7.587 GHz以上8.4 GHz未満	該当なし(指定周波数帯内のため)
		8.4 GHz以上8.5 GHz未満	-35.0dBm/MHz
		8.5 GHz以上10.25 GHz未満	-35.7dBm/MHz
10.25 GHz以上	現行どおり		
筐体要件	筐体は容易に開けることができないものであること。		

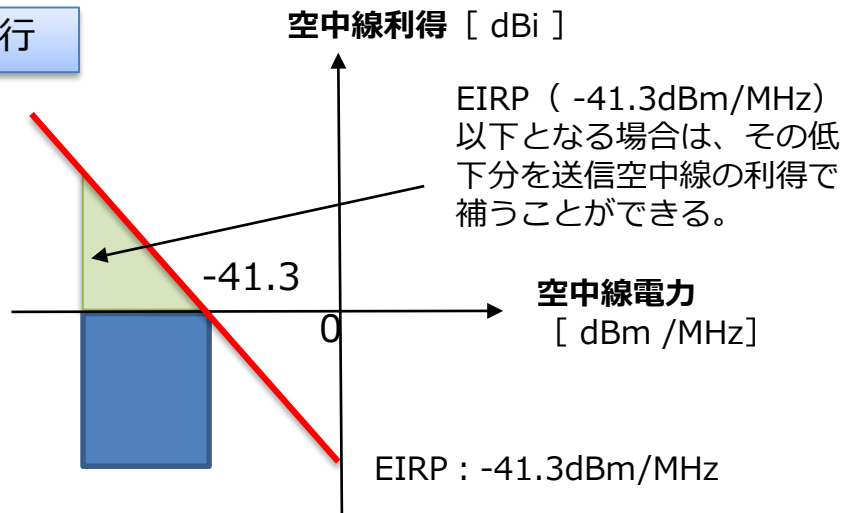
現行の屋内利用UWB無線システム(ハイバンド)の技術的条件

不要発射の強度の許容値 (平均電力)	7.25 GHz未満	1,600 MHz未満	-90.0 dBm/MHz
		1,600 MHz以上2,700 MHz未満	-85.0 dBm/MHz
		2,700 MHz以上7.25 GHz未満	-70.0 dBm/MHz
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	該当なし(指定周波数帯内のため)	
	10.25 GHz以上	10.25 GHz以上10.6 GHz未満	-70.0 dBm/MHz
10.6 GHz以上10.7 GHz未満		-85.0 dBm/MHz	
10.7 GHz以上11.7 GHz未満		-70.0 dBm/MHz	
11.7 GHz以上12.75 GHz未満		-85.0 dBm/MHz	
12.75 GHz以上		-70.0 dBm/MHz	
不要発射の強度の許容値 (尖頭電力)	7.25 GHz未満	1,600 MHz未満	-84.0 dBm/MHz
		1,600 MHz以上2,700 MHz未満	-79.0 dBm/MHz
		2,700 MHz以上7.25 GHz未満	-64.0 dBm/MHz
	7.25 GHz以上10.25 GHz未満	該当なし(指定周波数帯内のため)	
	10.25 GHz以上	10.25 GHz以上10.6 GHz未満	-64.0 dBm/MHz
10.6 GHz以上10.7 GHz未満		-79.0 dBm/MHz	
10.7 GHz以上11.7 GHz未満		-64.0 dBm/MHz	
11.7 GHz以上12.75 GHz未満		-79.0 dBm/MHz	
12.75 GHz以上		-64.0 dBm/MHz	
筐体要件	筐体は容易に開けることができないものであること。 筐体の見やすい箇所「屋内においてのみ電波の発射が可能である」旨が表示されていること。		

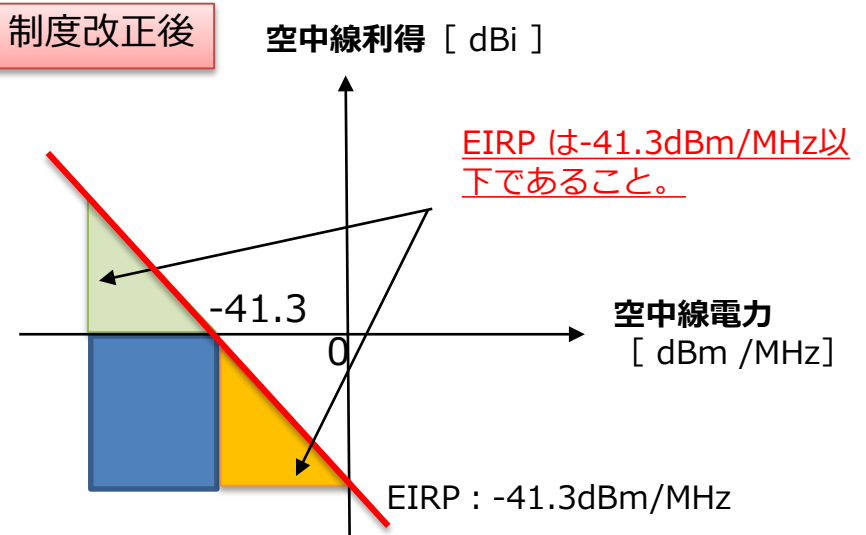
概要

- 近年、UWB無線システムにおいても端末の小型化が進んでいる。小型端末の場合、搭載スペースが限られているため、空中線利得が低利得となり、所望の通信距離が確保できないなど課題がある。
- そのため、基準の等価等方輻射電力（EIRP）の範囲内であれば、空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができる現行基準に加え、送信空中線利得の低下分を空中線電力で補うことができるように規定を見直し。

現行



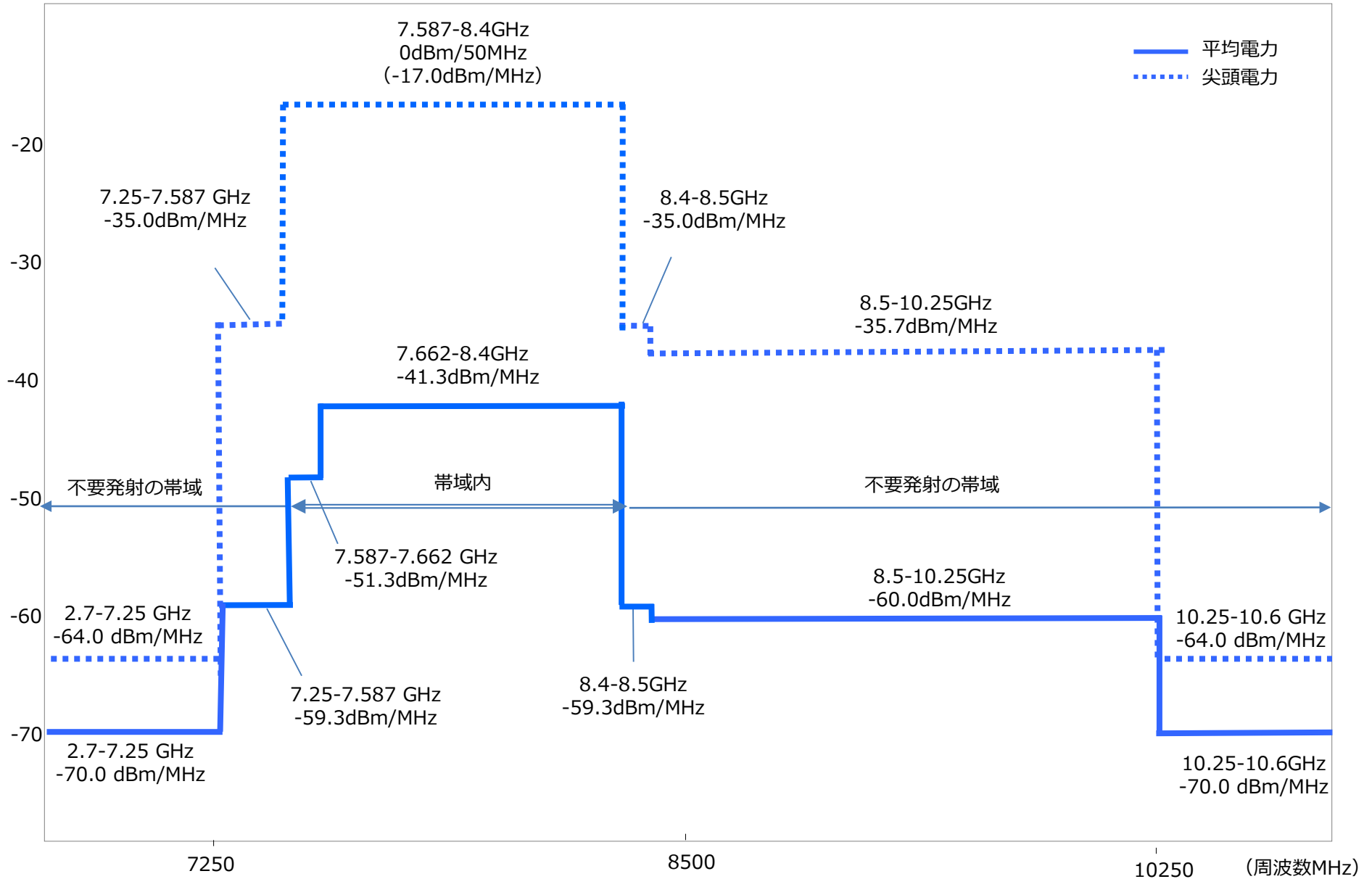
制度改正後



- 現行基準では、基準となる空中線電力と送信空中線利得による等価等方輻射電力（EIRP）を条件とし、基準のEIRPの範囲内で、空中線電力の低下分を送信空中線利得で補うことができる。
- 変更案は、上記に加え、現行基準のEIRPの範囲内であれば、送信空中線利得の低下分を空中線電力で補うことを可能とするもの。そのEIRP基準は現行基準を踏まえたものであることから、他の無線局へ著しく影響を与えるものでない。また、不要輻射についても同様の考え方を取り入れる。

(参考) 屋外利用UWB無線システムの電力レベル

電力 (dBm/MHz)



○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

第四節の二十五 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

第四十九条の二十七 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 二 筐体は、容易に開けることができないものであること。
- 三 筐体の見やすい箇所に、屋内においてのみ電波の発射が可能である旨が表示されていること。
- 四 使用する周波数帯における空中線電力は、次の値をそれぞれ満たすこと。
- イ 任意の一MHzの帯域幅における平均電力（一）四一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下の値
- ロ 任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力 〇デシベル以下の値
- 五 送信空中線は、その絶対利得が〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの送信空中線に前号に規定する空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。
- 六 最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。
- 七 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものの送信速度は、毎秒五〇メガビット以上であること。ただし、雑音又は他の無線局からの干渉を回避する場合を除く。
- 八 三・四GHz以上四・八GHz未満の周波数の電波を使用するものは、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する干渉を軽減する機能を有するものであること。ただし、任意の一MHzの帯域幅における空中線電力の平均電力が（一）七〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のものについては、この限りでない。

[2 略]

平成 31 年 3 月 13 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 8 号)

[UWB無線システム屋外利用に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(竹下周波数調整官、黒川係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (UWB 無線システム屋外利用に係る制度整備)

1 諮問の概要

超広帯域 (UWB:Ultra Wide Band) 無線システムは、近距離通信において、広帯域の周波数を利用するメリットを生かした数百 Mbps の高速通信や高精度な測位等を可能とする無線システムであり、近年、様々な利用シーンでの活用が期待されている。一方で、我が国において、UWB 無線システムは屋内利用に限定されており、諸外国と同様に屋外の利用を求めるニーズが高まってきている。

こうした状況から、UWB 無線システムの屋外利用を可能とするために必要な技術的条件について、情報通信審議会において審議を行ってきたところ、平成 30 年 11 月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、UWB 無線システムの屋外利用を可能とするため、周波数割当計画 (平成 24 年総務省告示第 471 号) の一部を変更しようとするものである。

2 変更概要

UWB 無線システムの屋外利用を可能とするため、周波数割当計画の第 3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表中においては、屋内に限るとした条件を削除する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、平成 31 年 1 月 19 日 (土) から同年 2 月 18 日 (月) までの期間において実施済みであり、周波数割当計画の変更に関する意見はなかった。

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (UWB無線システム屋外利用に係る制度整備)

UWB無線システムの屋外利用

諮問の概要

超広帯域(UWB:Ultra Wide Band)無線システムは、近距離通信において、広帯域の周波数を利用するメリットを生かした数百Mbpsの高速通信や高精度な測位等を可能とする無線システムであり、近年、様々な利用シーンでの活用が期待されている。一方で、我が国において、UWB無線システムは屋内利用に限定されており、諸外国と同様に屋外の利用を求めるニーズが高まってきている。こうした状況から、UWB無線システムの屋外利用を可能とするために必要な技術的条件について、情報通信審議会において審議を行ってきたところ、平成30年11月に一部答申を受けたところである。

本件は、当該答申を受けて、UWB無線システムの屋外利用を可能とするため、周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。

変更の概要 (下線は変更箇所)

【変更前】

周波数	周波数割当計画 (第3 超広帯域無線システムの周波数表)	(参考)電波法施行規則 (第4条の4第2項第2号)
3400MHz以上 4800MHz未満 ^{1,2}	<u>1 この周波数帯の使用は、屋内に限る。</u> 2 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。	屋内において 主としてデータ伝送を行う無線局(必要周波数帯幅450MHz以上かつ空中線電力0.001W)
7250MHz以上 10.25GHz未満 ^{1,2}		

【変更後】

周波数	周波数割当計画 (第3 超広帯域無線システムの周波数表)	(参考)電波法施行規則 (第4条の4第2項第2号)
3400MHz以上 4800MHz未満 ¹	<u>1 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。</u>	屋内において 主としてデータ伝送を行う無線局(必要周波数帯幅450MHz以上かつ空中線電力:0.001W)
7250MHz以上 10.25GHz未満 ¹		

平成 31 年 3 月 13 日

航空機局の無線設備等保守規程の認定
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

(伊藤課長補佐、長澤係長)

電話：03-5253-5902

航空機局の無線設備等保守規程の認定

1 諮問の概要

平成29年の電波法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、航空機局等の免許人が無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、総務大臣の認定を受けて無線局の無線設備等の点検その他保守を実施するとともに、毎年、点検その他保守に係る実施状況や無線設備等の不具合状況等を定期報告することにより、従来の無線局の定期検査制度を適用せず、無線設備等の基準適合性の確認間隔を拡大できる新たな認定制度が平成30年8月1日に施行された。

当該認定制度の整備を受けて、今般、電波法第70条の5の2の規定に基づき、全日本空輸株式会社、株式会社エアーアジア、ANAウイングス株式会社、オリエンタルエアブリッジ株式会社及びPeach Aviation株式会社の5社から、それぞれの航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があった。

審査の結果、いずれも関係法令に適合しているものと認められることから、今般、申請された航空機局の無線設備等保守規程の認定を行うことについて諮問する。

2 申請の概要

申請者及び申請件数(局数)については、以下のとおりである。

申請者	無線局の種別	無線局数
① 全日本空輸株式会社	航空機局	262局
② 株式会社エアーアジア	航空機局	89局*
③ ANAウイングス株式会社	航空機局	79局*
④ オリエンタルエアブリッジ株式会社	航空機局	24局*
⑤ Peach Aviation株式会社	航空機局	19局

* 全日本空輸株式会社と同一の航空機を共用しており、無線局は同一機体に対して二重又は三重免許となっている。

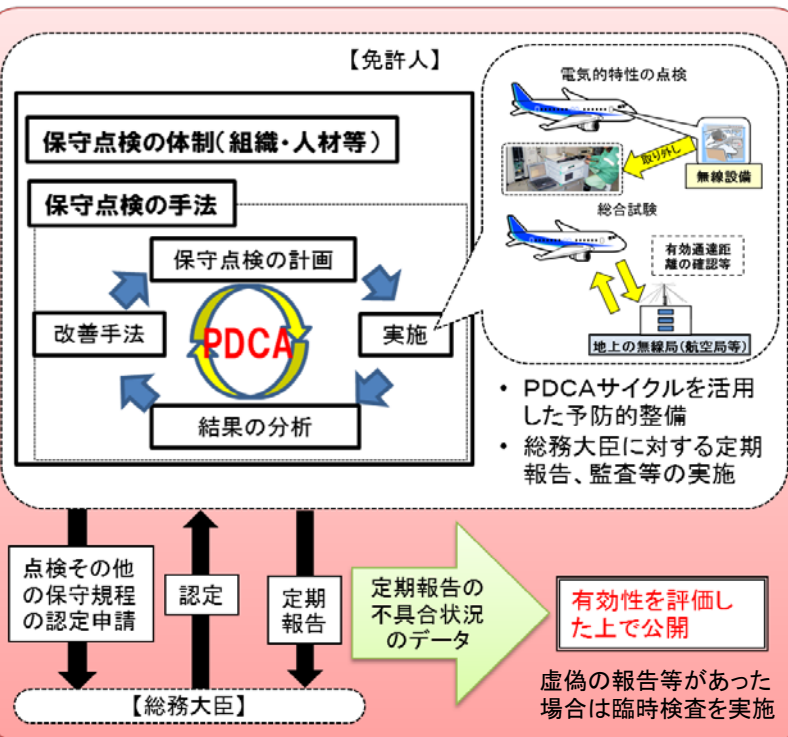
3 認定の期日

答申を受けた場合は、申請者に対し、速やかに認定予定。(4月1日認定予定)

無線設備等保守規程の認定制度の概要

- 無線設備等保守規程の認定制度は、免許人が恒常的な無線局の基準適合性の維持を図るため、PDCAサイクルを活用した点検その他保守の実施方法を取り入れるとともに、毎年、実施状況や不具合状況等の定期報告を行うことにより、無線局の基準適合性の確認間隔を拡大する新たな制度である。
- 免許人は、無線局の基準適合性を確保するための無線設備等の点検その他保守に関する規程(以下「無線設備等保守規程」という。)を作成し、総務大臣から認定を受け、当該規程に基づき、無線設備等の点検その他保守を実施する。この場合、従来の定期検査制度は適用しない。
- なお、無線設備等保守規程の認定は、航空機局及び航空機地球局(電気通信業務用を除く。)を対象とし、無線局毎に無線設備等保守規程を認定する。

■ 無線設備等保守規程の認定制度の概要



■ 無線設備等保守規程の主な記載項目【無線局免許手続規則第25条の26第1項より】

- 無線設備等の点検その他保守を行う施設・組織体制の概要
- 無線設備等の点検その他保守の信頼性管理の目標値又は管理値
- 無線設備等の点検その他保守の実施方法・間隔
- 無線設備等の点検その他保守に関する品質管理の概要
- 無線設備等の点検その他保守に関する信頼性管理における分析と処置対策の概要

■ 基準適合性の確認間隔(最長年数)【電波法施行規則第40条の2より】

	定期検査	認定制度
○ 基準適合性の確認間隔の項目		
1 航空機局		
(1) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合	1年	1年
(2) 電気的特性の点検	1年	5年
(3) 総合試験		
① ATC(Air Traffic Control)トランスポンダ	1年	2年
② 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機(個体識別コードの確認に限る。)	1年	1年
③ その他	1年	5年
2 航空機地球局		
	2年	2年
○ 定期的な報告の内容		
1 電気的特性の点検及び総合試験の結果	○	○
2 航空機局等に関する点検その他の保守の実施による不具合状況	△	○
3 無線設備等の点検その他の保守に関する信頼性管理における処置対策状況	△	○

認定に係る審査基準

■ 認定に係る審査(電波法第70条の5の2第2項)

- ① 総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。
- ② その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

■ 主な審査ポイント (電波法関係審査基準)

項目	主な審査ポイント
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象となる無線設備等の点検その他の保守(点検、修理、故障探求等)を行うために必要な設備の一覧又は当該設備が配置されている施設の概要が記載されていること。
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ その組織の概要及び員数並びにその組織の最高責任者の氏名、役職名及び責任範囲が記載されていること。 ➢ 無線設備等の点検を行う者、無線設備の点検及び点検結果の確認を行う者は、法令に定める条件に適合するものであること。
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備の型式ごとに点検その他の保守を行うに当たり適切な値となっていること及びその数値について根拠が示されていること。
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線従事者の資格等の確認、備付書類等の確認、無線設備の電气的特性の点検、総合試験等の実施方法(登録検査等事業者等の実施方法と同等以上)が適切に定められていること。
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令で定める時期ごとに実施するものであること。
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等の点検その他の保守に用いられる設備等の保守管理については、その保守管理実施方法が適切に定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の能力を維持するための適切な教育訓練制度が定められていること。 ➢ 無線設備等の点検その他の保守の記録及び次の書類の保管方法及び保存期間が、信頼性管理を行う上で適切であること。
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 無線設備等に関する技術的情報を常に最新の状態に維持するとともに、必要に応じて点検その他の保守の実施方法に反映させる仕組みを有していること。
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電波法第70条の5の2第6項に基づく報告を行うに当たり、電波法施行規則別表第四号の四に定める様式の報告書に記載する情報の取得方法、管理方法及び分析方法が記載されていること。 ➢ 点検その他の保守が的確に実施され、かつ、当該無線局及びその無線設備の信頼性の確保及び適切な是正処置の実施がなされる仕組みが定められていること。

認定申請の概要（全体のまとめ）

■ 認定申請の免許人及び無線局数

免許人	航空機局数	備考
全日本空輸株式会社	262	※ 全日本空輸株式会社と同一の航空機を共用しており、無線局は同一機体に対して二重又は三重免許となっている。
株式会社エアー・ジャパン	89	
ANAウイングス株式会社	79	
オリエンタルエアブリッジ株式会社	24	
Peach・Aviation 株式会社	19	
免許人：5社	473	

■ 無線設備等の点検・保守の形態

業務内容等		全日本空輸(ANA)	エアー・ジャパン	ANAウイングス	オリエンタルエアブリッジ	Peach・Aviation
業務・データ・品質管理 ／監査組織		自社体制	自社体制	自社体制	自社体制	自社体制
点検 保守 業務	確認業務	自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制
	点検業務	自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制 (一部外部委託)
教育・訓練業務		自社体制	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	自社体制
施設・設備		自社整備	ANAに委託	ANAに委託	ANAに委託	一部自社整備
備 考		・自ら点検保守施設を整備し、点検保守業務を実施。 ・データ取得は外部委託あり。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・点検保守業務等は、ANAに委託。 ・航空機はANAと共用。	・一部の無線設備の点検業務を外部委託。 ・データ取得は外部委託あり。

①確認業務:無線設備等の点検結果の判定業務、 ②点検業務:無線設備等の点検業務

※ 赤点線は、ANA及びANAと整備業務の管理の受委託基本契約を結ぶ航空事業者を示す。

<p>第1章 一般</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総則として、無線設備等保守規程において記載される一般的事項、用語及び略語の定義について定められている。
<p>第2章 施設の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設(作業場・保管施設)の維持管理基準の設定・維持、計測器一覧及び施設の管理責任者等について定められている。
<p>第3章 組織の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する組織の概要(点検・確認業務に関わる職務分担等)及び点検その他保守業務に従事する資格者の指名について定められている。 ● 法令に定める条件(資格、経験等)に適合した確認を行う者及び点検を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ① 無線設備等の確認を行う者 : 44名 ② 無線設備等の点検を行う者 : 46名 <div data-bbox="1155 414 1889 1053" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">【組織体制図(全日本空輸)】</p> <pre> graph TD A[社長] --> B[オペレーション部門統括] B --> C[整備センター] B --> D[安全品質監査部] C --> E[品質保証室] C --> F[技術部] C --> G[業務推進部] C --> H[機体事業室] C --> I[部品事業室] C --> J[教育訓練部] </pre> </div>
<p>第4章 信頼性管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備メーカーにおけるこれまでの実績及び信頼性管理の設定値を参照し、前年一年間の実績に基づいて、各種別の無線設備の型式毎に管理値の設定方法及び当該管理値を毎年度初めに総務省に届出する手続きについて定められている。
<p>第5章 実施方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づき、必要とされる資格、備付けを要する書類等、無線設備の電気的特性、総合試験の点検・確認のための実施方法をはじめ、これに基づいて無線設備等の点検その他保守に係る報告を行うことが定められている。

<p>第6章 点検間隔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令の範囲内で認められる点検間隔を無線設備毎に定められている。
<p>第7章 品質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の点検その他保守に用いる計測器等の保守及び管理並びに較正の計画に基づいて、計測器、設備の管理を行うことが定められている。 ● 確認者及び点検者等の教育・訓練に係る実施要領及びその能力を維持するための実施体制・方法が定められている。 ● 無線設備等の点検その他保守の業務の一部を委託する場合について、適正な点検業務が実施されるよう委託先の選定基準、委託業務内容及び監督実施基準が定められている。委託先及び委託内容(電気的特性のデータ取得)が明記されている。 ● 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の保管方法・期間が定められている。
<p>第8章 資料管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術資料の管理・運用等に関し、最新の無線設備等に係る技術的情報を入手し、必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
<p>第9章 分析と処置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備の信頼性を適切に管理するため、設定した管理値を2ヶ月連続で超えた場合の対処措置及び点検その他保守の実施状況について、毎年総務省に報告する手続きについて定められている。

■ (株)エアージャパン、ANAウイングス(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)の無線設備等保守規程の構成について

- (株)エアージャパン、ANAウイングス(株)及びオリエンタルエアブリッジ(株)の無線設備等保守規程については、当該3社が運用する航空機が全日本空輸(株)の運用する航空機と同一であることから、当該航空機に係る無線設備等の点検及びその他保守業務は、一元的に実施するため、全日本空輸(株)に委託されることとなっている。
- このため、当該3社の無線設備等保守規程は、全日本空輸(株)の無線設備等保守規程の構成のうち、組織及び委託先監査部分を除き、委託先となる全日本空輸(株)の無線設備等保守規程が引用されている。

<p>第1章 総則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総則として、当該規程の目的、設定、規程の適用範囲、変更等について定められている。
<p>第2章 施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検その他保守を行うために要する施設(作業場・保管施設)の概要、測定器等の種類・型式等及び保守管理の基準や実施方法について定められている。 ● 測定器等の設備の精度維持のための管理の仕組みについて定められている。
<p>第3章 組織および人員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 無線設備等の点検及びその他守を実施する部署の組織図、責任者及びその責任範囲、点検員や判定員等の資格や氏名等の人員について定められている。 ● 法令に定める条件(資格、経験等)に適合した確認者及び点検者。 <ul style="list-style-type: none"> ① 無線設備等の確認を行う者： 3名 ② 無線設備等の点検を行う者： 10名 <div data-bbox="550 671 1854 1163" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【組織体制図】</p> <pre> graph LR CEO[CEO] --- Chief[整備本部長] Chief --- QA[品質保証部] Chief --- Tech[技術部] Chief --- AMM[機体整備管理部] Chief --- CMM[部品整備管理部] Chief --- Maint[整備部] QA --- QA_tasks[品質企画課 品質管理課 教育訓練課] Tech --- Tech_tasks[技術課 技術企画課] AMM --- AMM_tasks[整備計画課 メンテナンスサポート課] CMM --- CMM_tasks[部品計画課 修理管理課] </pre> </div>
<p>第4章 点検作業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令及び告示に基づく登録点検実施方法と同様な無線設備毎の点検実施項目及び点検実施要領をはじめ、判定基準について定められている。 ● 法令で認められる範囲内で点検間隔について定められている。

第5章 管理体制

- 測定器等の精度管理及び許容値が規定値を外れた場合の処置等、測定器等の較正及び維持管理方法について定められている。
- 点検・確認者の能力維持のための教育訓練に係る訓練方法及び認定・評価方法について定められている。
- 無線設備の点検業務等の一部を委託する場合において、適切に実際されるよう委託先の選定基準、委託業者の能力審査及び監査方法について定められている。また、委託先一覧及び委託業務内容が明記されている。
- 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間（基本的に無期限）等について定められている。
- 無線設備メーカーが発行する整備マニュアルについて最新版を参照し、6ヶ月に1回程度の頻度で確認し、点検その他保守の実施方法に反映することが定められている。
- 無線設備の不具合情報等の取得、管理及び分析方法とそれを実施するための体制及び管理基準値の設定及び変更方法について定められている。
- 無線設備の信頼性の確保及び是正措置の実施方法について定められている。

第6章 年度報告

- 点検その他保守の実施状況の報告について、毎年総務省に報告する様式及び報告方法について定められている。

審査結果（全日本空輸（株））

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。 ➤ 測定器等の設備は、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守を行うための組織及び員数の体制が有している。 ➤ 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検は法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が、適切な管理方法で定められている。 ➤ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➤ 一部の無線設備の点検等について、外部機関へ委託することとなるが、委託先の選定基準や委託内容に適正な点検業務の実施の確保が定められている。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

審査結果

(ANAウイングス(株)、(株)エアージャパン、オリエンタルエアブリッジ(株))

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守を行うための施設及び設備は、委託先の全日本空輸(株)において保有しており、測定器等の設備については、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検その他保守業務に係る監督を行うための組織体制を有している。 ➤ なお、確認者及び点検者は、委託先の全日本空輸(株)に所属している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 測定器等は、委託先である全日本空輸(株)において保有・維持管理されるものとなる。 ➤ 教育・訓練の実施については、委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間は、委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 ➤ 無線設備の点検業務等について、全日本空輸(株)に委託することとなるが、委託先の選定基準や委託内容に適正な点検業務の実施の確保が定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 委託先である全日本空輸(株)における無線設備等保守規程に基づくものであり、委託先において適正に実施されるものとなる。 	適

審査結果 (Peach Aviation (株))

審査の結果、以下のとおり、関係法令及び電波法関係審査基準に適合していると認められる。

項目	審査結果	適否
① 施設・設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一部の無線設備の点検を行うための施設及び測定器等の設備を保有している。それ以外の無線設備の点検に係るデータ取得及び保守については、外部に委託することとしている。 ➤ 測定器等の設備は、その精度等の維持のために適正に管理する仕組みを有している。 	適
② 組織の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検に係る組織及び員数の体制が有している。 ➤ 確認者及び点検者は、法令に定める条件に適合している。 	適
③ 信頼性管理の目標値又は管理値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種別の無線設備の型式毎に、これまでのメーカー設定値や実績をベースに管理値を定めており、適正な値である。 	適
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備等の点検は、登録点検事業における実施方法と同様に実施するものである。 	適
⑤ 点検その他保守の間隔	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各無線設備の点検その他保守は、法令で定める点検間隔の範囲内である。 	適
⑥ 品質管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の点検その他保守に用いられる測定器等の較正等が適切な管理方法で定められている。 ➤ 確認者及び点検者等の能力を維持するための教育・訓練の実施体制や実施方法が整っている。 ➤ 無線設備等の点検その他保守に係る記録や書類の適正な保管方法や保存期間が定められており、信頼性管理が適切である。 ➤ 一部の無線設備の点検等について、外部機関へ委託することとしているが、委託先において適正な点検業務の実施の確保が図られるよう選定基準や委託内容等について定められている。 	適
⑦ 技術的情報の維持・管理の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最新の無線設備等に係る技術的情報の入手や必要に応じて点検その他保守の実施方法に反映する仕組みを有している。 	適
⑧ 信頼性管理における分析と処置対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線設備の不具合等の情報の取得や管理・分析を行う方法及び体制が整っており、無線設備の信頼性の確保及び是正処置の実施がされる仕組みを有している。 	適

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行っていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替えるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

平成 31 年 3 月 13 日

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 10 号)

[9GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

(吉田課長補佐、三木係長)

電話：03-5253-5901

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案 (9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

船舶用レーダーについては、海上における自船の周辺の船舶や陸地等の状況を映し、船舶の航行の安全を確保するため、必要不可欠な無線設備である。船舶用レーダーの周波数は、3GHz 帯と 9GHz 帯があり、大型船舶等にはレーダーの搭載が義務づけられている。

現在マグネトロンレーダーが主として使用されているが、送信空中線電力が大電力（25kW～50kW クラス）で寿命が短く、また、周波数安定度も低いことから、より低電力で寿命が長く、周波数が安定し、不要発射が軽減できる固体素子レーダーの導入が求められている。

このような状況の中、平成 23 年 11 月から情報通信審議会において、船舶用固体素子レーダーの技術的条件の検討が進められ、平成 24 年 2 月に 3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件の一部答申が行われ、平成 24 年 7 月に制度整備が行われた。また、9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件については、平成 28 年 7 月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

本件は、平成 28 年 7 月の情報通信審議会からの一部答申を受けて、9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの無線設備に係る技術基準等の制度整備に向けて、必要となる関係規定の整備を行うものである。

2 改正概要

(1) 無線局免許手続規則

- 9GHz 帯船舶用固体素子レーダー装置に係る申請書様式の規定の整備【別表第二号第 3 及び別表第二号の三第 3】

(2) 無線設備規則

- 9GHz 帯船舶用固体素子レーダー装置の技術的条件の規定の整備【第 48 条】
- 9GHz 帯船舶用固体素子レーダー装置の占有周波数帯幅の許容値に係る規定の整備【別表第二号】
- 9GHz 帯船舶用固体素子レーダー装置のスプリアス発射の強度の許容値に係る規定の整備【別表第三号】

(3) 無線機器型式検定規則

- 9GHz帯船舶用固体素子レーダー装置の機器の構造及び性能の条件に係る規定の整備【別表第一号】
- 9GHz帯船舶用固体素子レーダー装置の機器の機械的及び電氣的条件に係る規定の整備【別表第二号】
- 9GHz帯船舶用固体素子レーダー装置の機器の型式に関する記号に係る規定の整備【別表第八号】

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 9GHz帯船舶用固体素子レーダー装置の特定無線設備に係る規定の整備【第2条、別表第一号及び様式第7号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。(公布日の施行を予定)

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、平成30年12月28日（金）から平成31年1月31日（木）まで行い、意見の提出は2件あった。

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案について

(9GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入)

3

■ 改正の背景

- ▶ 船舶用レーダーについては、海上における自船の周辺の船舶や陸地等の状況を映し、船舶の航行の安全を確保するため、必要不可欠な無線設備である。現在、船舶用レーダーについては、主に3GHz帯と9GHz帯があり、大型船舶等にはレーダーの搭載が義務づけられている。
- ▶ 船舶用レーダーについては、主としてマグネトロンレーダーが使用されているところであるが、送信空中線電力が大電力（25kW～50kWクラス）で寿命が短く、また、周波数安定度も低いことから、より低電力で寿命が長く、周波数が安定し不要発射が軽減できる固体素子レーダーの導入が求められている。
- ▶ このような状況の中、平成23年11月から情報通信審議会において、船舶用固体素子レーダーの技術的条件の検討が進められ、平成24年2月に3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件の一部答申が行われ、平成24年7月に制度整備が行われた。また、9GHz帯船舶用固体素子レーダー等の技術的条件については、平成28年7月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである*。
- ▶ 本改正は、当該情報通信審議会からの無線設備の技術的条件に係る答申内容に基づき、9GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入に向けて、必要な関係省令の規定を整備するものである。

* 諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「船舶用固体素子レーダーの技術的条件」(平成28年7月26日)

○ 導入する9GHz帯船舶用固体素子レーダー通信設備

- ▶ 上述のとおり、現在の船舶用レーダーでは電子管（真空管）の一種であるマグネトロンが主に使用されており、大電力で寿命が短く、発射される周波数も不安定という欠点がある。技術の進歩によりメリットが多い固体素子（半導体素子）の性能が向上し船舶用レーダーへの導入が可能となり、今後、船舶の航行の安全の確保だけでなく、経済的な面など利用者の利便性に寄与するものと期待される。

船舶用レーダーとは

海上において自船の周りの船や陸地などレーダー画面に映し衝突防止などに不可欠な無線設備であり、大型船舶等にはレーダーの搭載が義務付けられている。※ 3GHz帯及び9GHz帯の2種類がある。

※ 海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)や船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づき、国際航海に従事する旅客船及び300トン以上のその他の船舶並びに国際航海に従事しない150トン以上の旅客船及び300トン以上のその他の船舶に対して船舶用レーダーの搭載が義務付けられている。任意にレーダーが設置されている船舶と合わせて、我が国では約46,000隻の船舶に設置されている。船舶に設置されているレーダーの約97%が9GHz帯レーダーである。

3GHz帯レーダーと9GHz帯レーダーの特徴

3GHz帯レーダー	9GHz帯レーダー
<ul style="list-style-type: none">・電波の減衰及び海面反射が少ない・遠くの物標を探知できる	<ul style="list-style-type: none">・小型、軽量・経済的

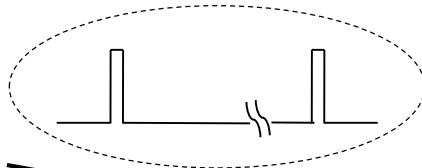


レーダー表示画面

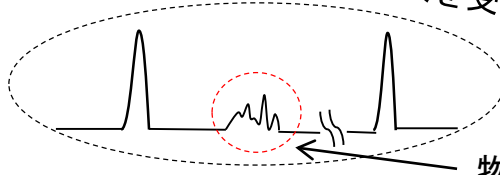
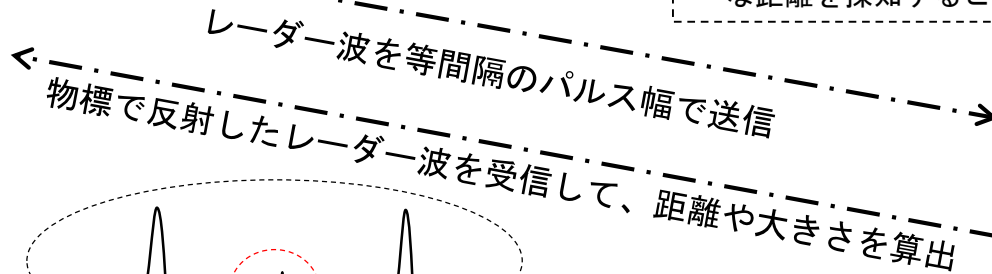
マグネトロンレーダーと固体素子レーダーの比較

マグネトロンレーダー	固体素子レーダー
大電力(25kW~50kWクラス)、短パルス(1.2 μ s以下)が一般的	低電力(300W~400W程度)、長パルス(20 μ s程度)と短パルス(1.2 μ s以下)
寿命が短い(大型船舶などでは3年に2回程度の交換が必要)	長寿命(10年以上交換不要)
発射される周波数が固体ごとに微妙に異なり周波数が安定していない	周波数が安定、不要発射が低減

レーダーの原理



送信波形の例

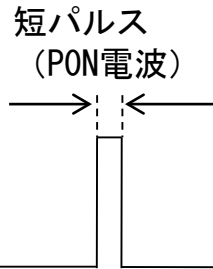


物標からの反射波



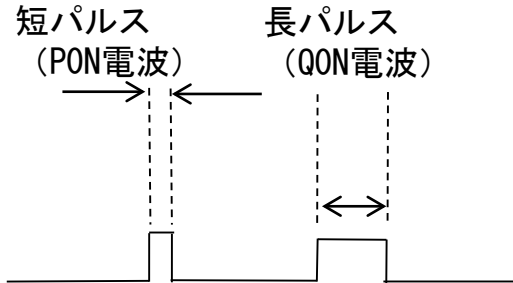
- 国際的な共通周波数として3GHz帯及び9GHz帯を使用。当該周波数帯は、非常に直線性が高いため一直線上に進む特徴がある。よって、送信波の直線状に物標があれば、電波は反射される。
- その反射波が送信箇所に戻ってくるまでの時間を測定し、距離に換算することにより、物標までの正確な距離を感知することができる。

マグネトロンレーダーの特徴



- マグネトロンレーダーは、送信時間が短いパルス（短パルス）を大電力（～25kW）で送出し、その反射波により船舶等の物標を感知する。
- パルスを送出している時間が短いため、短距離・長距離双方の物標を同時に感知できる。

固体素子レーダーの特徴



- 固体素子レーダーは、低電力（～400W）であるため、送信時間が長いパルス（長パルス）を用いて長距離の物標感知をしている。
- 低電力で送出されている短いパルス（短パルス）は近距離での物標解析性能を維持し、長パルスは長距離の感知解析の能力を上げている。

PON	P:無変調パルス O:変調信号のないもの N:無情報
QON	Q:パルスで角度変調 O:変調信号のないもの N:無情報

(下線部は、電波監理審議会への必要的諮問事項を示す。)

○ 無線局免許手続規則

- 申請様式を規定【別表第二号第3及び別表第二号の三第2】
9GHz帯船舶用固体素子レーダー装置を申請様式に追加する。

○ 無線設備規則

- 無線設備の技術基準を規定【第48条、別表第二号及び別表第三号】
9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る無線設備の技術基準を規定するとともに、占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射等の強度の許容値を規定する。

○ 無線機器型式検定規則

大型船舶等にはレーダーの搭載が義務付けられていることから、電波法第37条の規定に基づき、9GHz帯船舶用固体素子レーダーを型式検定設備として追加する。

- 機器の構造及び性能の条件を規定【別表第一号】
9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の構造及び性能の条件を規定する。
- 機器の機械的及び電氣的条件を規定【別表第二号】
9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の機械的及び電氣的条件を規定する。
- 機器の型式に関する記号を規定【別表第八号】
9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の型式に関する記号を規定する。

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- 特定無線設備の追加【第2条、別表第一号及び様式第7号】
簡易な免許手続を可能とするため、電波法第38条の2の2の規定に基づき、9GHz帯船舶用固体素子レーダーを特定無線設備として追加するとともに、試験項目及び技術基準適合証明の記号を規定する。

9GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件

	船舶安全法第2条により備え付けなければならないレーダー	左記以外のレーダー	
		FMCWレーダー以外のレーダー	FMCWレーダー
一般的条件	国際海事機関(IMO)決議MSC.192(79)「レーダー装置の性能基準改正の承認」の規定に準拠して規定。 (起動時間、表示方法、探知性能、分解能、精度等を規定)	要求される性能に応じて、IMO決議MSC.192(79)の規定等を踏まえて規定。 (起動時間、表示方法、探知性能、分解能、精度等を規定)	要求される性能に応じて規定。 (起動時間等を規定)
周波数帯	中心周波数、占有周波数帯幅、周波数の許容偏差は、9,300MHzから9,500MHzまでの周波数帯の内側にすべて含まれること。(中心周波数については、特に指定しない。)		
電波の型式	短パルスはP0N、長パルスはQ0N、短パルスと長パルスを有するものはV0N。	連続波はF3N、断続波はQ0N。	
パルス幅	P0N電波を使用する場合 1.2 μ s以下 Q0N電波を使用する場合 22 μ s以下	22 μ sを超え2ms以下であること。	
空中線電力	特段規定しない(マグネトロンレーダーと同様)	200mWを超えないこと。	
パルス繰り返し周波数	3,000Hz(変動率の上限は+25%とする。)を超えないこと。		
干渉防止のための措置	干渉除去機能や繰り返し周波数制御等によって干渉防止をすること。		
測定法	日本工業規格JIS F0812「船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件」、IEC62388「航海用レーダー—性能要件—試験方法及び試験結果要件」等に規定されている測定方法であること。		

平成31年3月13日

無線設備規則の一部を改正する省令案
(平成31年3月13日 諮問第11号)

[2.5GHz帯/2.6GHz帯国内移動衛星通信システム導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課

(杉本課長補佐、郷藤係長)

電話：03-5253-5816

無線設備規則の一部を改正する省令案

(2. 5GHz 帯/2. 6GHz 帯国内移動衛星通信システム導入に係る制度整備)

1 諮問の概要

衛星移動通信システムは、同報性、広域性、耐災害性等の衛星通信システム固有の特徴を有するほか、陸上、海上、上空、離島等での通信手段として、平時に加えて災害時において重要な役割を果たしている。

2. 5GHz 帯/2. 6GHz 帯を用いた国内衛星移動通信システムは、平成 7 年 8 月に制度化され、その後、平成 21 年 6 月に変調方式の高度化等の技術基準の一部改正を行った。隣接周波数帯の電波使用状況が平成 21 年から変化しており、周波数共用検討の前提条件が変わったこと、災害時におけるトラヒック量増加に対応するための通信容量拡大が求められることなどから、同システムの高度化を図るため、平成 30 年 6 月より情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会において技術的な検討が進められ、平成 30 年 12 月 12 日に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

これを受け、通信容量拡大などの高度化に対応した 2. 5GHz 帯/2. 6GHz 帯を用いた国内移動衛星通信システムの導入のため、関係規定について整備するものである。

2 改正概要

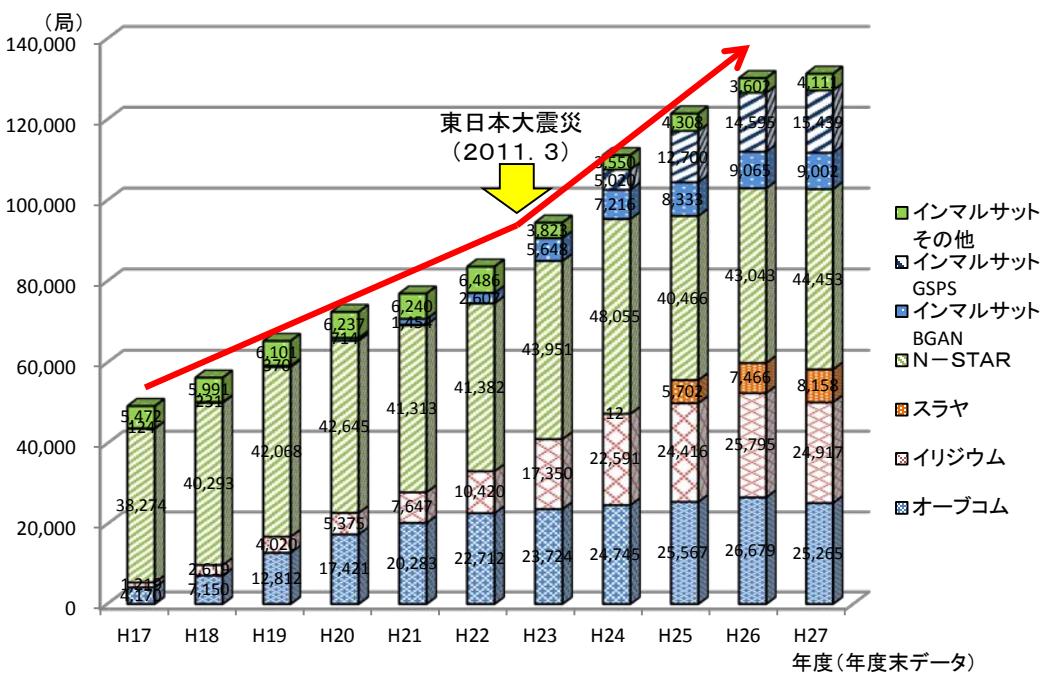
通信容量拡大のため、周波数帯域幅を 30MHz から 35MHz に拡張し、ダウンリンクを 2500MHz～2535MHz、アップリンクを 2655MHz～2690MHz とする。(無線設備規則第 49 条の 23 第 1 号、別表第 1 号)

3 施行期日

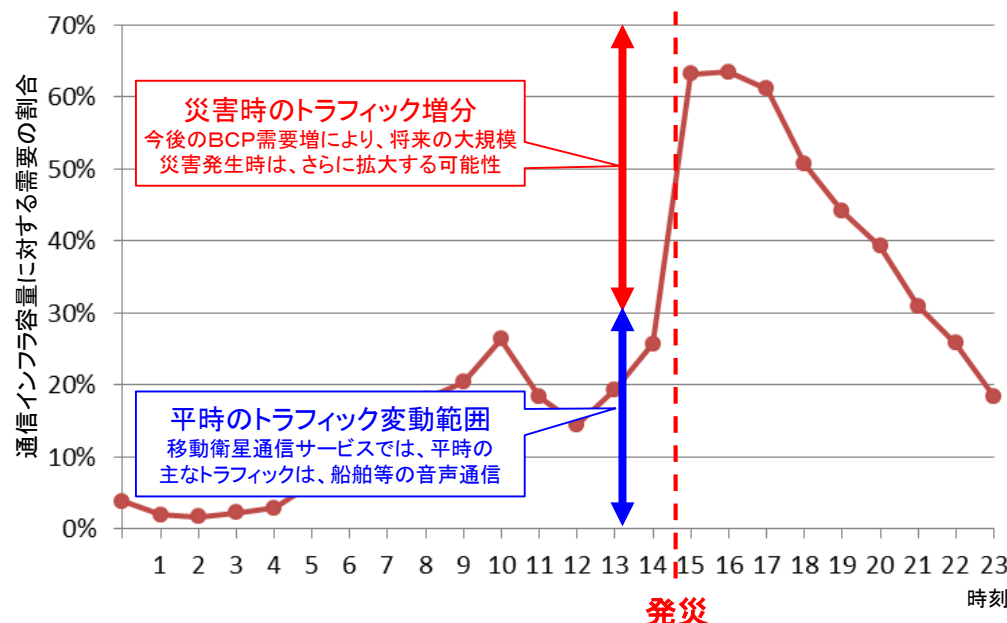
答申を受けた場合は、速やかに改正予定。

改正の背景

- 2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内衛星移動通信システムは、平成7年8月に制度化され、その後、平成21年6月に変調方式の高度化等の技術基準の一部改正（無線設備規則等の改正）を行った。
- 本システムについては、隣接周波数帯の電波使用状況が平成21年から変化しており、周波数共用検討の前提条件が変わったこと、災害時におけるトラフィック量増加に対応するための通信容量拡大が求められることなどから、同システムの高度化を図るため、平成30年6月より情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会において技術的な検討が進められ、平成30年12月12日に情報通信審議会から一部答申を受けたところ。



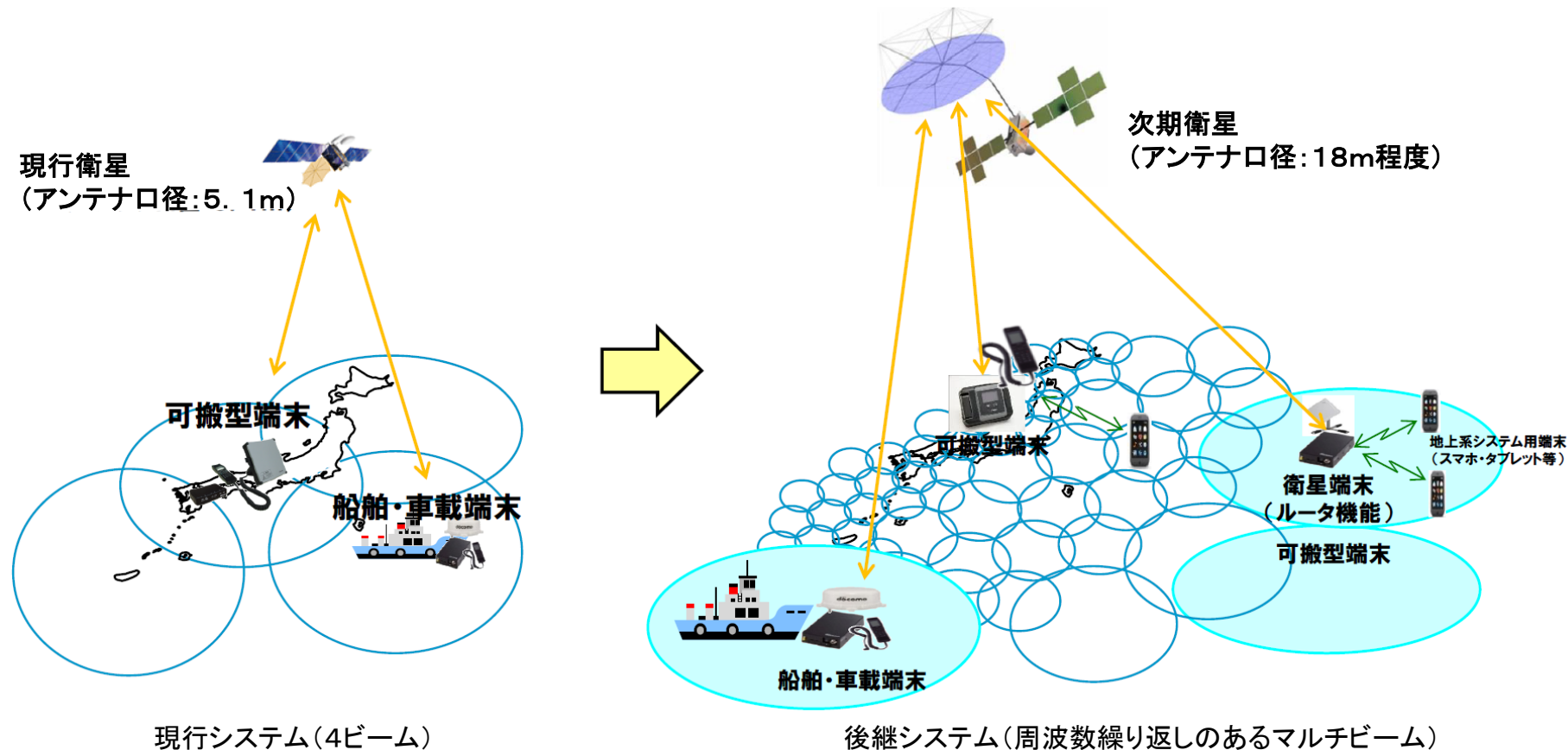
国内移動衛星通信システムの無線局数の推移



大規模災害発生時の通話CH使用率の変化
(2011年3月11日、東日本大震災時の実データ)

システム概要

- 現在サービス中のシステムは、音声通話(2000ch程度)やパケット通信(ベストエフォート型:下り最大384kbps/上り最大144kbps)等が可能となっている。
- 海上では日本近海を航行する貨物船、漁船等の連絡用として、陸上では官公庁、公共インフラ事業者等の緊急時災害対策用として利用されている。
- 今後、大型アンテナによる衛星ビームのマルチビーム化、伝送速度の向上(ベストエフォート型:下り1Mbps以上/上り500kbps以上)、通話容量の増加(10,000ch以上(音声CH換算))等の高度化が見込まれる。

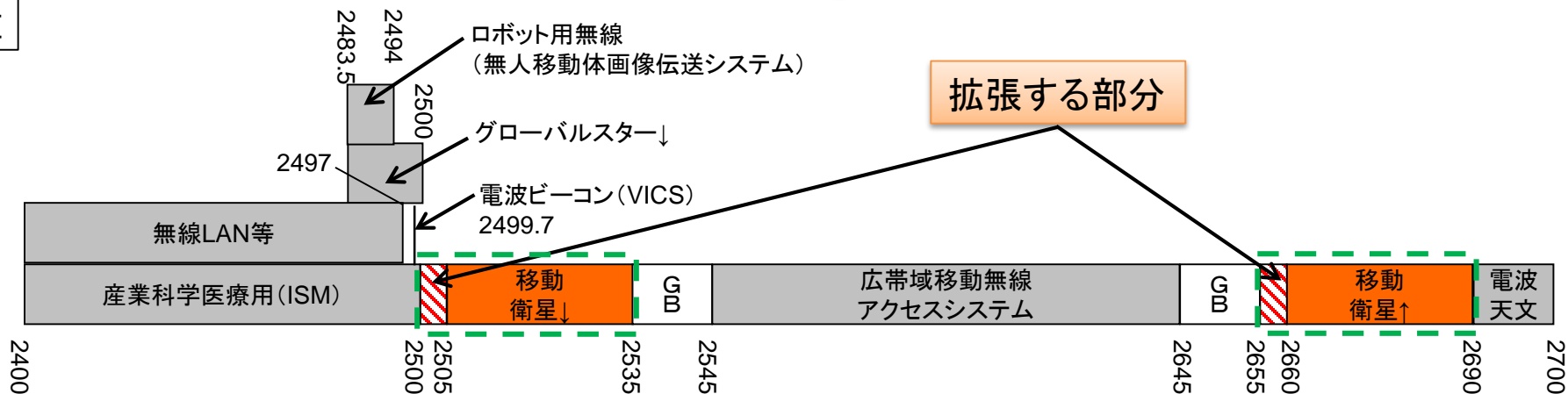


検討対象周波数

前回改正時(平成21年6月)



現在



- 前回改正時は技術試験衛星Ⅷ型(ETS-VIII)が今回の拡張帯域を使用していたが、運用終了により当該帯域を使用することが可能となった。

改正内容

- 共用検討の結果、2.5GHz帯/2.6GHz帯を用いた国内移動衛星通信システムのサービスリンクの適用周波数拡張が可能であると、昨年12月に情報通信審議会から一部答申を受けた。
- このため、無線設備規則第49条の23第1号及び別表第1号について、サービスリンク向けの周波数帯を5MHz拡張する改正を行う。
- なお、これ以外の関係省令の改正を要する技術的条件の変更はない。

項目	内容	該当条文
適用周波数帯	フィーダリンク：上り回線 6,345～6,425MHz帯、下り回線 4,120～4,200MHz帯 サービスリンク：上り回線 <u>2,655</u> ～2,690MHz帯、下り回線 <u>2,500</u> ～2,535MHz帯	無線設備規則 第49条の23第1号、 別表第1号

※赤字下線部が今回改正点

平成 31 年 3 月 13 日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部
を改正する省令案
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 12 号)

[高周波領域における電波防護指針の改定等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(渡邊課長補佐、岩月係長)

電話：03-5253-5905

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 (高周波領域における電波防護指針の改定等に伴う制度整備)

1 諮問の概要

携帯電話端末等の無線設備に関する技術の進展に伴い、本年 9 月からプレサービス開始が予定されている第 5 世代移動通信システム(以下「5G」という。)をはじめ、6 GHz を超える周波数帯の電波を利用する無線設備が人体の近くで使用されることが想定されている。

また、5G の携帯電話端末等では、6 GHz 超及び 6 GHz 以下の周波数帯の電波を同時に発射する機能や、アクティブフェーズドアレイアンテナによりビーム状の電波を発射する機能等、これまでにない新たな人体ばく露条件が考えられる。

このような状況を踏まえ、情報通信審議会において審議の上、「高周波領域における電波防護指針の在り方」(平成 30 年 9 月)及び「携帯電話端末等の電力密度の測定方法等」(平成 30 年 12 月)について一部答申を受けたところである。

今般、これらの答申を踏まえ、制度整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 無線局から人体にばく露される電波の周波数が 6 GHz を超える場合の測定項目(入射電力密度^{*})、許容値及び対象無線局を規定

- ・無線設備規則 第 14 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号
- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第 1 号(技術基準適合証明のための審査(第 6 条及び第 25 条関係))

※入射電力密度…電磁波伝搬の方向に垂直な単位面積当たりの通過電力。

(2) 同一筐体の無線設備から複数の電波が同時に発射される場合は、「総合照射比」により評価する旨を規定

- ・無線設備規則 第 14 条の 2 第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号

(3) 適用除外の条件、入射電力密度の測定方法及び総合照射比の算出方法を告示で規定

- ・無線設備規則 第 14 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 項

(4) 対象部位を明確化(「頭部」を「側頭部」に変更)

(5) 特定無線局の無線設備の対象に 28GHz 帯を使用する 5G 陸上移動局を追加

- ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第 2 条第 1 項第 11 号の 32、第 2 項第 1 号

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(5 月公布・施行予定)

改正の主な目的

- ① 携帯電話端末等の無線設備に関する技術の進展に伴い、2019年9月からのプレサービス及び2020年からのサービス開始が期待されている5Gをはじめ、6 GHzを超える周波数帯を利用する無線設備が人体の近くで使用されることが想定されている。
- ② また、5Gの携帯電話端末等では、6 GHz超及び6 GHz以下の周波数帯の電波を同時に発射する機能や、アクティブフェーズドアレイアンテナによりビーム状の電波を発射する機能等、これまでにない新たな人体ばく露条件も考えられる。
- ③ 情報通信審議会では、諮問第2035号「電波防護指針の在り方」のうち「高周波領域における電波防護指針の在り方」について、平成30年9月に一部答申がなされ、局所吸収指針の6 GHzを超える周波数帯においては入射電力密度による指針値を適用することとされた。
- ④ さらに、今般、諮問第2042号「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「携帯電話端末等の電力密度の測定方法等」について、平成30年12月に一部答申がなされ、6 GHzを超える周波数帯で人体の近くで使用される携帯電話端末等の無線設備の評価方法について報告された。
- ⑤ これらを踏まえ、人体にばく露される6 GHz超の電波の許容値等を定めるための制度整備を行う。

改正の概要

- (1) 無線局から人体にばく露される電波の周波数が6 GHzを超える場合の測定項目(入射電力密度)、許容値及び対象無線局を規定
- (2) 同一筐体の無線設備から複数の電波が同時に発射される場合は、「総合照射比」により評価する旨を規定
- (3) 適用除外の条件、入射電力密度の測定方法及び総合照射比の算出方法を告示で規定

等

■周波数帯による許容値の違い

周波数帯	100 kHz～6 GHz	6 GHz超～
近 傍	比吸収率(SAR)	入射電力密度 (新たに評価方法も規定)
遠 方	電界/磁界/電力密度	

省令の概要

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正

● 無線設備規則 第14条の2の一部改正

- 第1項第1号: 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。))との距離が20cmを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)に電波がばく露される場合の対象無線局、測定項目及び許容値を規定。
- 第2項第1号: 無線局の無線設備(携帯して使用するために開設する無線局のもので、人体側頭部に近接した状態において電波を送信するものに限る。)から人体側頭部に電波がばく露される場合の対象無線局、測定項目及び許容値を規定。

● 新たに追加される対象無線局

- ✓ 28GHz帯の携帯無線通信を行う陸上移動局(5G陸上移動局)
- ✓ 7.587-8.4GHz帯の屋外利用可能な超広帯域無線システム(UWB)
- ✓ 60GHz帯の小電力データ通信システム
- ✓ 79GHz帯の無線標定業務(車載レーダー)の無線局
- ✓ 700MHz帯の高度道路交通システム(ITS)

● 新たに追加される測定項目及び許容値 …参考資料参照

- 第1項第2号、第2項第2号: 同一筐体の無線設備(告示で規定)から複数の電波が同時に発射される場合は、「総合照射比」(算出方法は告示で規定)により評価する旨を規定

● 総合照射比…動作周波数と位置により与えられる許容値に対するばく露量の比の和

- 第1項第3号、第2項第3号: 適用除外となる条件を告示で規定 …参考資料参照

● 発射される電波の周波数が6 GHz以下の場合、変更なし● 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条の一部改正

- 第1項(特定無線設備)及び第2項(特別特定無線設備): 28GHzを使用する5G陸上移動局を追加。

2.2.4 局所吸収指針の改定案(概要)

- これまでの検討に基づき、情報通信審議会答申 諮問2035号「電波防護指針の在り方」のうち「低周波領域(10kHz以上10MHz以下)における電波防護指針の在り方」における「2.2.3 局所吸収指針」に関し、以下のとおり改定を行うことが適当と考えられる。

※下線青字が改定部分

適用範囲： 周波数100kHz以上6GHz300GHz以下。

主な対象： 人体に近接して(20cm以内で)使用される携帯電話端末等の小型無線機。

周波数範囲	要件	管理環境	一般環境
100kHz- <u>300GHz</u>	全身平均SAR ^{※1}	0.4W/kg	0.08W/kg
100kHz-6GHz	局所SAR ^{※1}	任意の組織10g 当り 10W/kg (四肢では20W/kg)	任意の組織 10g 当り 2W/kg (四肢では4W/kg)
<u>6GHz-30GHz</u>	<u>入射電力密度^{※2}</u>	<u>任意の体表面^{※3}</u> <u>4cm²当り10mW/cm²</u>	<u>任意の体表面^{※3}</u> <u>4cm²当り2mW/cm²</u>
<u>30GHz超-300GHz</u>		<u>任意の体表面^{※3}</u> <u>1cm²当り10mW/cm²</u>	<u>任意の体表面^{※3}</u> <u>1cm²当り2mW/cm²</u>

省令
に反映

省令
に反映

(いずれの値も任意の6分間平均値)

※1:「比吸収率(SAR:Specific Absorption Rate)」とは、生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に 吸収されるエネルギー量をいう。SARを全身にわたり平均したものを「全身平均SAR」、人体局所の任意の組織1g又は10gにわたり平均したものを「局所SAR」という。

※2:「電力密度」とは、電磁波伝搬の方向に垂直な単位面積当たりの通過電力をいう。入射電力密度の評価は、人のいない状態で人の存在する可能性のある全空間を対象とすることを原則とする。

※3:人体の占める空間に相当する領域中の任意の面積に相当。

2.2.4 適用除外となる電力

- 局所吸収指針の適用範囲において、適用除外となる電力が示されている。
- 適用除外となる電力を算出する国際規格(IEC62479)に基づき、全ての電力が平均化面積に集中して入射するという最悪条件を仮定し、6-300GHzの入射電力密度の指針値に対する適用除外となる電力を計算したものを以下に示す。
- 空中線電力の平均電力が適用除外となる電力以下の無線局については、仮に無線局の全出力が身体のごく一部に吸収される場合でも、改定案の入射電力密度の電波防護指針を満たしており、入射電力密度を評価する必要がないものと考えられる。

6 GHz以上の局所吸収指針の適用除外となる電力

周波数範囲	管理環境		一般環境	
	6GHz-30GHz	30GHz超-300GHz	6GHz-30GHz	30GHz超-300GHz
入射電力密度の指針値 [mW/cm ²]	10	10	2	2
平均化面積[cm ²]	4		4	1
適用除外となる電力 [mW]	40	10	8	2

告示
に反映

平成 31 年 3 月 13 日

日本放送協会に対する平成 31 年度国際放送等実施要請
(平成 31 年 3 月 13 日 諮問第 13 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、大森主査)

電話：03-5253-5776

日本放送協会に対する平成31年度国際放送等実施要請

1 目的

NHKに国際放送等の実施を要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。

2 概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等の実施を要請することができる。

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4・5 (略)

第67条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。平成31年度は、ラジオ約9.7億円、テレビ約26.2億円、計約35.9億円

3 これまでの取組

(1) 国際放送は昭和26年度以降、また、協会国際衛星放送は平成19年度以降、それぞれ毎年度、要請等を実施。

(2) NHKは、現在、放送法第20条第1項第4号、第5号に基づき行う自主放送と一体として、要請放送を実施。

平成31年度テレビ国際放送の実施要請案

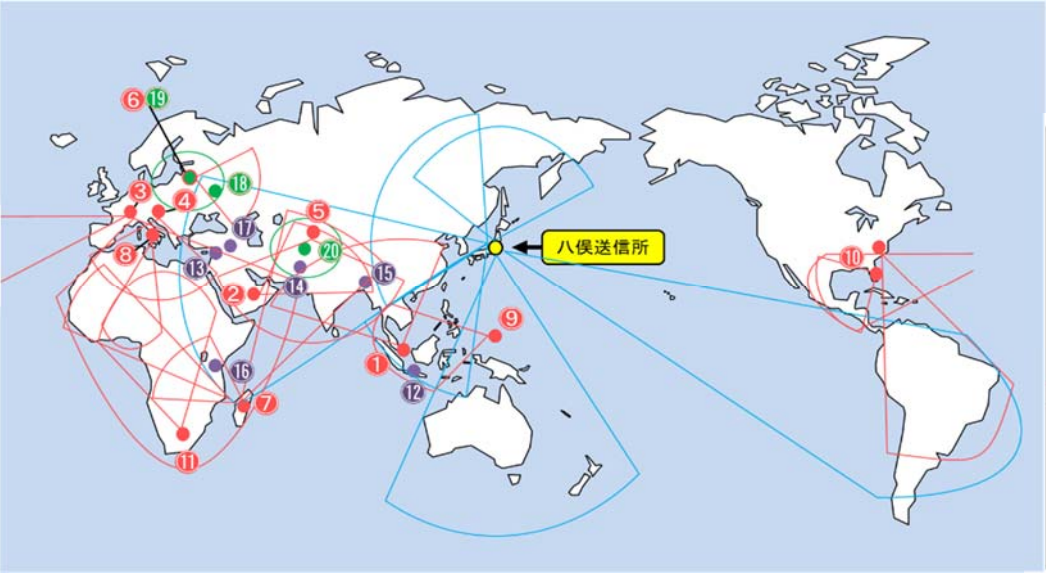
平成31年度 (案)	平成30年度
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の実施を要請する。</p>	<p>(同左)</p>
<p>1 放送事項</p>	<p>(同左)</p>
<p>放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <p>(1) 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項</p> <p>(2) 国の重要な政策に係る事項</p> <p>(3) 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項</p> <p>(4) その他国の重要事項</p>	<p>(同左)</p>
<p>2 放送区域</p>	<p>(同左)</p>
<p>北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州</p>	
<p>3 その他必要な事項</p>	<p>(同左)</p>
<p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第5号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(3) 用いる言語は、英語によるほか、他の言語を併せ用いることができる。また、多言語化に向けて、必要な取組に努めること。</p>	
<p>(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を<u>行い、その結果も踏まえ、これらの取組の改善に努めること</u>。特に、<u>G20大阪サミット</u>、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</p>	<p>(4) 国内外において、放送の内容等についての十分な周知広報を行うとともに、現地の視聴実態をよく把握し、これを踏まえた受信環境の一層の整備・改善、放送番組の充実、放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど、認知度の向上及び受信者の増加に努めること。また、より効果的な普及に資するよう、認知度や放送効果についての調査を<u>行うこと</u>。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてこれらの取組の一層の推進に努めること。</p>
<p>(5) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>	
<p>4 国の費用負担等</p>	
<p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p>	<p>(同左)</p>
<p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>2019年4月1日から2020年3月31日</u>までとする。</p>	<p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までとする。</p>

平成31年度 (案)	平成30年度
<p>放送法（昭和25年法律第132号）第65条第1項の規定に基づき、次の事項を指定して、ラジオ放送による邦人向け及び外国人向け国際放送の実施を要請する。</p>	<p>(同左)</p>
<p>1 放送事項</p> <p>(1) 放送事項は、次の事項に係る報道及び解説とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項 イ 国の重要な政策に係る事項 ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項 エ その他国の重要事項 <p>(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。</p>	<p>(同左)</p>
<p>2 放送区域</p> <p>中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸（北部）、アジア大陸（中部）、アジア大陸（南部）、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド</p>	<p>(同左)</p>
<p>3 その他必要な事項</p> <p>(1) 放送効果の向上を図るため、放送法第20条第1項第4号の規定に基づき実施する業務と一体として行うこと。</p> <p>(2) 各放送区域への送信は、八俣送信所又は海外中継局から実施すること。</p> <p>(3) 送信空中線電力は、各放送区域における受信状況を考慮して決定すること。</p> <p>(4) 放送時間は、各放送区域における受信者数、受信者の要望等を考慮して決定すること。</p> <p>(5) 用いる言語は、日本語、中国語又は朝鮮語とすること。</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知広報を行い、受信者の便宜を図るとともに、<u>放送と連携したインターネットの適切な活用を図るなど</u>、受信者の増加に努めること。</p> <p>(7) この要請に応じて行う業務について、別に示すところにより、放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条第1項第1号ホに規定する資料を提出すること。</p>	<p>(同左)</p> <p>(6) 放送の内容等についての十分な周知を行い、受信者の便宜を図るとともに、受信者の増加に努めること。</p>
<p>4 国の費用負担等</p> <p>(1) この要請に応じて行う業務に要する費用の金額は、当該業務の実施期間に係る予算において示される金額を超えない範囲内とすること。当該金額は、費用の交付に関する手続と併せ、別に示すものとする。</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>2019年4月1日から2020年3月31日</u>までとする。</p>	<p>(同左)</p> <p>(2) この要請に応じて行う業務の実施期間は、<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u>までとする。</p>

国際放送の現状

1 ラジオ国際放送

- (1) 放送時間 1日延べ64時間30分
- (2) 放送区域 15区域
 (欧州、中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア、豪州・ニュージーランド)
- (3) 使用言語 18言語
 (日本語、英語、中国語、ロシア語、朝鮮語(ハングル)、インドネシア語、フランス語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ベンガル語、ペルシャ語、ポルトガル語、アラビア語、スワヒリ語)
- (4) 送信施設 国内送信所1か所(八俣送信所)、海外中継局19か所

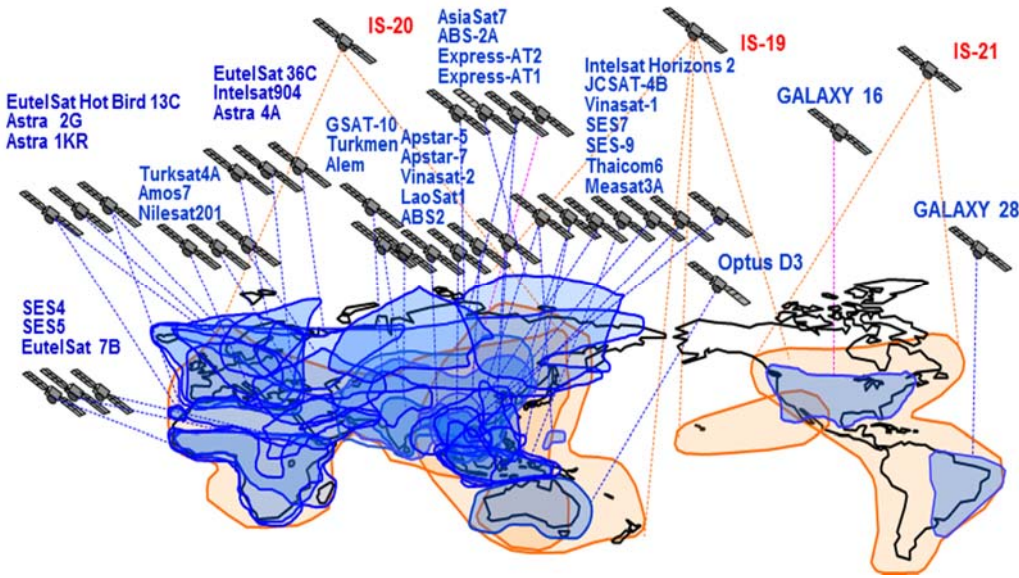



短波	① シンガポール中継局	F M	① インドネシア中継局(ジャカルタ他)
	② ダバヤ中継局		② ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	③ フランス中継局		③ アフガニスタン中継局(カブール他)
	④ ドイツ中継局		④ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
	⑤ オーストリア中継局		⑤ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑥ ウズベキスタン中継局		⑥ イラク中継局(バグダッド他)
	⑦ マダガスカル中継局	中波	⑦ モスクワ中継局
	⑧ バチカン中継局		⑧ リトアニア中継局
	⑨ パラオ中継局		⑨ タジキスタン中継局
	⑩ アメリカ中継局		

2 テレビ国際放送

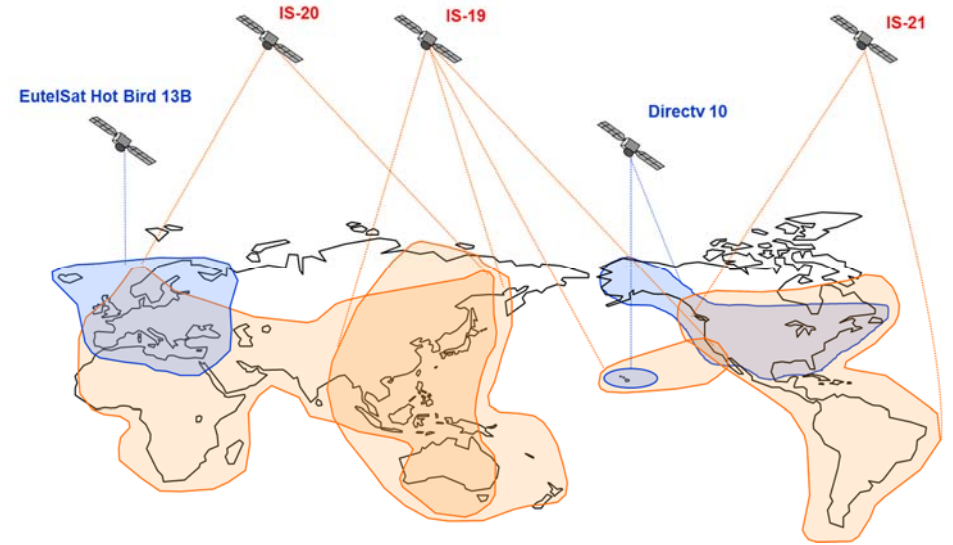
- (1) 放送時間 外国人向け：1日23. 7時間程度（株式会社日本国際放送の独自放送を含めて24時間）
邦人向け：1日5時間程度
- (2) 放送区域 外国人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
邦人向け：インテルサット19、20、21衛星及び地域衛星にて、北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州で受信可能。
- (3) 使用言語 2言語（日本語、英語）
- (4) 送信衛星 外国衛星39基
- (5) 受信方法 受信機及びアンテナを用いた直接受信のほか、CATVやホテルなどでも視聴が可能。


<外国人向け>



 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

<邦人向け>



 各地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）抜粋

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 （略）

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 （略）

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～三十二 （略）

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 （略）

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～6 （略）

7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8～15 （略）

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

6 (略)

(資料の提出)

第七百七十五条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第八項(第六十五条第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)、第二十条第九項(提供基準の認可)、同条第十項(任意的業務の認可)、第二十二条(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第六十四条第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約条項の認可)、第六十五条第一項(国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第一百二十条(放送局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第一百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第一百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第一百六十七条第一項(センターの指定)の規定による処分
 - 三～五 (略)
- 2 (略)

○放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号)抜粋

(資料の提出)

第八条 法第七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者(法第三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。))を除く。)、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者(法第五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。))又は有料放送管理事業者(法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。))に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 協会 次に掲げる事項
 - イ～二 (略)
 - ホ 国際放送及び協会国際衛星放送の実施状況の概要
 - へ～チ (略)
 - 二～七 (略)
- 2 (略)